



よくある質問

【令和 4 年度 JEES 留学生奨学金（コロナ対応特別枠）】

令和 4 年度 JEES 留学生奨学金（コロナ対応特別枠）（以下、「本奨学金」という）募集・推薦要項には記載されていない重要事項が含まれておりますので、応募・推薦書類の作成を始める前に、必ずご一読ください。

1. 募集・推薦要項

【2 応募資格】

(1) 令和 4 年 4 月に日本に在留している私費外国人留学生のうち、日本の大学の学士課程 2 年次以上、又は修士課程(博士前期課程及び一貫制博士課程の 1～2 年次を含む)、又は博士課程(博士後期課程及び一貫制博士課程の 3 年次以上を含む)に正規生として在籍する者、及び高等専門学校第 4 学年以上（専攻科を含む）に正規生として在籍する者。

なお、日本に在留する間の在留資格は「留学」であること。

Q-1. 秋入学の学生を推薦することはできますか。

A-1. 令和 4 年 4 月時点で「2 応募資格」を満たす学生であり、かつ、本奨学金の支給予定月である令和 4 年 10 月までの期間が、本協会奨学金事業で定める標準修業年限内にある学生であれば、入学時期を問わず推薦できます。

Q-2. 令和 3 年の秋に学部へ入学し、令和 4 年 4 月時点で学士課程 1 年次である学生を推薦することはできますか。

A-2. 「令和 4 年 4 月に日本の大学の学士課程 2 年次以上」という要件を満たさないため、推薦できません。

Q-3. 大学院生も推薦できますか。

A-3. 令和 4 年 4 月時点で「2 応募資格」を満たし、かつ、本奨学金の支給予定月である令和 4 年 10 月までの期間が、本協会奨学金事業で定める標準修業年限内にある学生であれば、推薦できます。

※学士課程の学生の場合には令和 4 年 4 月時点で 2 年次以上である必要がありますが、大学院生の場合には、令和 4 年 4 月時点で在籍している学生であれば学年を問わず推薦できます。

Q-4. オーバードクターの学生も推薦できますか。

A-4. 推薦できません。推薦できるのは、令和 4 年 4 月時点で「2 応募資格」を満たし、かつ、本奨学金の支給予定月である令和 4 年 10 月までの期間が、本協会奨学金事業で定める標準修業年限内にある学生に限られます。

Q-5. 過去、留年・休学歴がある学生の応募は可能ですか。

A-5. 令和 4 年 4 月から、本奨学金の支給予定月である令和 4 年 10 月までの期間が、在籍課程の標準修業年限内にある学生であれば、応募できます。

※「標準修業年限」とは、学位取得のために必要な、最短の在籍期間のことです。その学校に在籍できる最長の期間（在学年限）のことではありません。なお、**休学期間は標準修業年限に含まれません**。大学における各課程の標準修業年限については、Q-6/A-6 をご参照ください。

Q-6. 大学の在籍課程・標準修業年限の考え方を教えてください。

A-6. 下表をご参照ください。

学士課程	課程修了時に「学士」の学位を授与される課程。 標準修業年限は 4 年とする(医学部等は 6 年とする)。
修士(博士前期)課程	課程修了時に「修士」の学位を授与される課程。 区分制博士課程のうち、前期 2 年間。 標準修業年限は 2 年とする。
博士後期課程	課程修了時に「博士」の学位を授与される課程。 区分制博士課程のうち、後期 3 年間。 標準修業年限は 3 年とする(医学研究科等は 4 年とする)。
5 年一貫制博士課程	課程修了時に「博士」の学位を授与される課程。 (2 年次修了時に「修士」の学位を授与される場合も含む)。 博士課程のうち、区分を設けないもの。 標準修業年限は 5 年とする。
専門職学位課程	課程修了時に「修士(専門職)」、「教職修士(専門職)」または「法務博士(専門職)」の学位を授与される課程。 標準修業年限は 2 年とする(法科大学院等は 3 年とする)。

Q-7. 年齢制限はありますか。

A-7. ありません。

Q-8. 日本語のできる学生でなければ推薦できませんか。

A-8. 学生の日本語能力は問いません。

Q-9. 新型コロナウイルス感染症による渡航制限のため、渡日できていない学生を推薦することは可能ですか。

A-9. 推薦できません。令和4年4月時点で日本に在留している学生に限り、推薦可能です。

Q-10. 現在母国へ一時帰国中で、日本を不在にしている留学生を推薦することは可能ですか。

A-10. 令和4年4月時点で日本に在留しており、かつ、本奨学金の支給予定月である令和4年10月時点においても日本に在留している予定の学生に限り、推薦可能です。

Q-11. 通信教育課程に在籍する学生は推薦できますか。

A-11. 通信教育課程の学生は推薦できません。

【2 応募資格】

【3】 令和4年度において、本協会が実施する他の奨学金を受給しない者。

Q-12. 本奨学金へ応募した場合、令和4年度中は、日本国際教育支援協会が実施する他の奨学金には応募できないということでしょうか。

A-12. 本奨学金への応募時点から、本奨学金の選考結果が判明する（＝大学宛に本奨学金の選考結果通知が届く）までは、本協会の実施する他の奨学金には応募できないという意味です。本奨学金に採用されなかった場合については、この限りではありません。ただし、支給開始が令和5年度以降となる奨学金については、本奨学金の選考結果通知が届く前に応募することが可能です。

Q-13. 他団体の実施する奨学金であれば、令和4年度中に支給が開始する奨学金であっても本奨学金と併給可能ということでしょうか。

A-13. はい、その通りです。

【その他の質問】

Q-14. 他団体の実施する奨学金へ応募している学生も推薦できますか。

A-14. 推薦可能です。ただし、本奨学金は、採用決定後の辞退を一切認めておりませんので、辞退できるのは本奨学金採用決定（本奨学金選考結果通知を在籍校が受領した時点）前までです。本奨学金への採用決定後には辞退しないことをご誓約いただけるのであれば、他団体の奨学金と併願することは可能です。併願する場合には、各奨学金が設けている併給制限や採用決定時期等にご留意ください。

Q-15. 同じ学生を JEES 留学生奨学金の複数の区分に同時に推薦することはできますか（例えば「コロナ対応特別枠」と「少数受入国」を併願する、「コロナ対応特別枠」と「修学」を併願する、等）。

A-15. 同時に複数の区分へ推薦することは認められません。

Q-16. 過去に JEES 留学生奨学金（修学）を受給した学生を、JEES 留学生奨学金（コロナ対応特別枠）へ推薦することは認められますか。

A-16. 推薦可能です。過去に JEES 留学生奨学金を受給している場合でも、受給した区分と別の区分への推薦は可能です（受給した区分と同じ区分への応募はできません）。なお、応募しただけで採用されなかった学生や、採用されたものの新型コロナウイルス感染症による渡航制限のため渡日できず全く奨学金を受給しなかった学生については、過去に推薦した区分と同じ区分へ再度推薦することが可能です。

Q-17. 併給制限はありますか。現在、他団体から奨学金を給付されている学生を推薦したいのですが、本奨学金と併給できる奨学金に、金額の上限は設けられていますか。

A-17. 他団体の実施する奨学金に限っては、上限額は設けておりませんので、支給額がいくらであっても本奨学金と併給可能です。ただし、**本協会の実施する他の奨学金との併給は認められませんのでご注意ください。**

Q-18. ティーチング・アシスタント（以下「TA」という）や、リサーチ・アシスタント（以下「RA」という）に雇用されている学生が、本奨学金を受給することは可能ですか。

A-18. TA、RA に雇用されることによって得られる収入はいずれも給与とみなします。金額がいくらであっても本奨学金を受給できます。

※願書（様式 1）の以下の欄に金額をご記入ください。

■【応募者の経済状況】欄の「②アルバイト収入、RA・TA の給与等」

Q-19. 「学習奨励費」との併給は可能ですか。

A-19. 可能です。※**本奨学金は他団体が実施する奨学金との併給制限を設けておりません。**

※願書（様式 1）の以下の欄に金額等をご記入ください。

■【応募者の経済状況】欄の「④併給奨学金（給付型のみ）」

■【他の奨学金受給・申請状況（一時金含む）】

Q-20. 日本学術振興会の特別研究員に採用されている学生が、本奨学金を受給することは可能ですか。

A-20. 可能です。※**本奨学金は他団体が実施する奨学金との併給制限を設けておりません。**

※願書（様式 1）の以下の欄に金額をご記入ください。

■【応募者の経済状況】欄の「③特別研究員 研究奨励金」

Q-21. 「次世代研究者挑戦的研究プログラム」、「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシ

ップ創設事業」等の研究助成は、本奨学金と併給可能ですか。

A-21. 可能です。※**本奨学金は他団体が実施する奨学金との併給制限を設けておりません**。大学側のフェローシップ応募規則に抵触しない限り（*）、金額がいくらであっても本奨学金との併給は可能です。

（*）本協会としては併給制限の対象としておりませんが、大学側のフェローシップ応募規則において、民間の給付型奨学金の受給制限を設けている可能性がありますので、ご注意ください。

※願書（様式 1）の以下の欄に金額等をご記入ください。

■【応募者の経済状況】欄の「④併給奨学金（給付型のみ）」

■【他の奨学金受給・申請状況（一時金含む）】

※【他の奨学金受給・申請状況（一時金含む）】欄の記入方法

「奨学金名」：各大学のプロジェクト・プログラム・フェローシップ等の正式名称を記入

「支給団体名」：「文部科学省」と記入

「状況」欄の右横（印刷範囲外のスペース）：「次世代研究者挑戦的研究プログラム」、「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」のいずれかを記入

【6 応募・推薦書類及び提出方法】

願書（様式 1）「日本語で書かれたものに限る」

Q-22. 願書（様式 1）は「日本語で書かれたものに限る」と書かれていますが、日本語が書けない留学生の場合、応募することはできないのでしょうか。

A-22. 日本語訳を付けていただければ応募可能です。願書（様式 1）のシートの右隣に「日本語訳」というタイトルのシートを新規作成し、日本語訳を記入してください。この場合、（学校名、所属学部・研究科名等を含め）全ての項目について日本語訳を作成してください。ただし、翻訳証明書（訳文が、原文書の忠実な翻訳であることを証明するもの）等の提出は不要です。

■願書を日本語以外で記入する場合の自由記述欄（入力文字数の目安が明記されている欄）について
字数制限は具体的には設けておりませんが、原則として、各項目とも枠内に収まる分量を入力し、行の追加・高さの調整はしないでください。

【9 支給時期及び支給方法】

令和 4 年 10 月を目途に、別に定める方法により、在籍校を通じて 1 回支給する。

Q-23. 「別に定める方法」とは、どのような方法ですか。

A-23. 奨学金は奨学生の在籍校の口座へ送金します（学生の個人口座へは送金いたしません）。各学校は、本協会から奨学金を受け取った後、奨学生の受給資格（出席状況、単位取得状況、学籍状況等）の有無を確認の上、奨学生へ支給してください。詳細については採用校にのみ、選考結

果通知時に文書にてお知らせします。

【12 その他(注意事項等)】

(2) 本奨学金採用決定（本奨学金採用決定通知を在籍校が受領した時点）前に他の奨学金の受給が決定した場合、在籍校を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、他の奨学金を受給することを目的として本奨学金を辞退することはできない。

Q-24. 本奨学金と同時期に応募した他団体の実施する奨学金（以下「甲奨学金」という）に採用されました。甲奨学金は、本奨学金との併給ができないものであるため、本奨学金を辞退したいと思えます。いつまでなら本奨学金を辞退することができますか。

A-24. 本奨学金を辞退できるのは、本奨学金の選考結果通知が在籍校へ届く前に限られ、本奨学金への採用決定後の辞退は、理由の如何を問わず一切認められません。甲奨学金を受給するため本奨学金を辞退したい場合には、本奨学金の選考結果通知が在籍校へ到着する前までに本協会へお知らせください。

Q-25. 本奨学金との併給が認められない他団体の実施する奨学金（以下「甲奨学金」という）にも併願しています。甲奨学金は、本奨学金よりも支給額が大きいので、甲奨学金へ採用された場合には、本奨学金を辞退するつもりです。甲奨学金の採否が判明するのは本奨学金と同時か、それより後になる見込みのため、甲奨学金の結果が分からない状況の中で本奨学金の選考結果通知を受領せざるを得ません。甲奨学金に不採用となった場合に限り本奨学金を受給したいので、甲奨学金の採否が判明するまで、本奨学金の辞退を認めてもらいたいのですが、可能ですか。

A-25. 本奨学金を採用決定後に辞退することは一切認められません。

【12 その他（注意事項等）】

(3) 令和4年度において、本協会が実施する他の奨学金に応募することはできない。

Q-26. 本奨学金へ応募した場合、令和4年度中は、日本国際教育支援協会が実施する他の奨学金には応募できないということでしょうか。

A-26. Q-12/A-12 をご参照ください。

Q-27. 他団体の実施する奨学金であれば、令和4年度中に支給が開始する奨学金であっても本奨学金と併願可能ということでしょうか。

A-27. はい、その通りです。

2. 願書（様式 1）

【学籍状況】

Q-28. 本学では、学年を表現する際、「●回生」という呼称を使用しています。本学の慣習に倣い、学年欄に「●回生」と記入してもよいでしょうか。

A-28. 願書様式通りの「●年次」という表現をご使用ください。

【●応募者の経済状況】(令和 4 年度見込み)

<全般>

Q-29. 平均月額を計算すると、割り切れず、小数点以下の数字が出てきてしまいます。小数点以下の数字は四捨五入してよいですか。

A-29. 1,000 円未満の数字は四捨五入していただいて構いません。

Q-30. 同居者がいる場合、経済状況は家庭全体の収支を書くのでしょうか。

A-30. 同居者がいる場合(家族帯同留学等も含む)も、収入・支出は応募者本人に係る額をご記入ください。

*** 収入内訳**

: 同居者が支弁している応募者本人の学費等金額(単身者の「仕送り額」に相当する部分)については、「①仕送り、生計を一にする同居者の収入等」欄へ記入してください。

*** 支出内訳**

「⑩住居費」

→ (家族帯同留学等も含め) 同居者が全額支出している場合は、0 円。同居者がいる場合でも、応募者本人の収入から負担している場合は、応募者自身が負担している額を記入してください。

「⑪その他（光熱費・通信費・交通費等）」

→ 応募者本人の交通費や交友費など、応募者自身の収入から支出している額を記入してください。応募者本人の収入から同居者の生活費も支出している場合は、その額も含めてください。

<④併給奨学金（給付型のみ）>

Q-31. 申請中（もしくは今後申請予定）で選考結果が出ておらず、受給が未確定の奨学金も記入する必要がありますか。

A-31. 記入不要です。受給が確定している奨学金のみ記入してください。なお、願書提出後に選考結果が判明した場合でも、その採否を本協会へご報告いただく必要はありません（結果判明後の願書の

修正は不要です)。※ただし、本奨学金と併給できない奨学金に採用され、本奨学金を辞退する必要がある場合には、必ずご連絡をお願いいたします。【(注)本奨学金は他団体の実施する奨学金との併給制限を設けておりませんが、他団体側で併給制限を設けている可能性がありますのでご注意ください。】

<⑥その他(借金等、貸与型奨学金含む)>

Q-32. 申請中(もしくは今後申請予定)で選考結果が出ておらず、受給が未確定の奨学金も記入する必要がありますか。

A-32. 記入不要です。受給が確定している奨学金のみ記入してください。なお、後日選考結果が判明した場合でも、その採否を本協会へご報告いただく必要はありません(結果判明後の願書の修正は不要です)。

<⑦学費>

Q-33. 学費の減免を受けている場合、「⑦学費」欄には、減免後の金額を記入すればよいでしょうか。

A-33. はい、減免後の金額をご記入ください。

Q-34. 学費の減免を申請中(もしくは今後申請予定)で審査結果が出ておらず、減免の有無が未定の場合、どのように記入すればよいですか。

A-34. 減免を受けない場合の金額を記入してください。なお、願書提出後に審査結果が判明した場合でも、その採否を本協会へご報告いただく必要はありません(結果判明後の願書の修正は不要です)。

Q-35. 学生の親が学費を負担しており、学生本人は学費を支払っていない場合、学費の欄はどのように記入すればよいですか。

A-35. 学生の親が負担する学費は、「収入」欄の「仕送り」に含め、それと同時に「支出」欄の「学費」にも含めてください。

(例) 学生の親が、学費相当分として、毎月5万円を支払っている場合

「収入」の「仕送り」⇒5万円

「支出」の「学費」⇒5万円

としてください。

※上記は「学費」を例としましたが、学費のみならず、学生本人の生活に必要な費用を、第三者(例えば学生本人の家族等)が支弁することで、学生本人がその費用の支払いを免れている場合、支払いを免れている金額相当の「仕送り」を受けているものとみなします。

【●他の奨学金受給・申請状況（一時金を含む）】

Q-36. 過去に受給していた奨学金も全て含めて記入する必要がありますか。

A-36. 令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）に支給される（予定の）奨学金のみ記入してください。それ以外の年度の受給状況は記入不要です。

Q-37. 申請中でまだ採否が確定していない奨学金も、記入する必要がありますか。

A-37. 受給が確定していない奨学金も必ず記入してください。なお、本奨学金と併給可能な奨学金については、願書提出後に採否が判明した場合でも、本協会へのご連絡は不要です（結果判明後の願書の修正は不要です）。※ただし、**本奨学金と併給できない奨学金に採用され、本奨学金を辞退する必要が生じた場合には、必ずご連絡をお願いいたします。**【（注）本奨学金は他団体の実施する奨学金との併給制限を設けておりませんが、他団体側で併給制限を設けている可能性がありますのでご注意ください。】

Q-38. 令和3年秋入学の学生で、入学時に一時金が支給されている場合、記入する必要がありますか。

A-38. 一時金は実際の支給日を基準とします。支給日が令和4年度内でなければ、記入する必要はありません。

Q-39. 一時金の記入方法を教えてください。

A-39.

■「月額」欄の書き方

一時金総額を12（＝令和4年度の全月数）で割って1か月当たりの金額を算出し、それを記入してください。

■「受給期間」欄の書き方

受給開始日と受給終了日は、いずれも同日（一時金を受け取る日）にしてください。

（例）2022年5月18日に受け取る予定の場合、受給期間は以下の通りとなります。

2022年5月18日から2022年5月18日まで

【●新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮している状況】

Q-40. 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、最も大きく受けた経済的影響を1つ選択すること。」という項目がありますが、このプルダウンリストで選択した内容を、「具体的な内容（500文字以内）」に記入しなければならないという意味でしょうか。

A-40. 「具体的な内容（500 文字以内）」に書く内容は、プルダウンリストで選択した内容と必ずしも同じである必要はありません。プルダウンリストで選択した内容以外で述べたいことがあれば、それを自由に書いていただいて構いません。

【●今後の学習・研究計画】

Q-41. まだ学習・研究計画が決まっていますか。空欄のまま提出してもよいですか。

A-41. 現時点で学習・研究したいと考えているテーマ、興味のある学問分野等、何でも構いませんので、必ずご記入ください。「概要・テーマ」欄も必ずご記入ください。

Q-42. 「概要・テーマ」欄に、現在執筆している英語論文のタイトルをそのまま記入してもよいですか。

A-42. 日本語に訳すか、日本語訳を併記してください。

3. 推薦所見（様式 3）

【作成者】

Q-43. 推薦所見は誰が作成すべきものですか。

A-43. 応募者の経済状況を、応募者本人から確認した学校の事務ご担当者が作成してください。

【●学校担当者の推薦所見】

※新型コロナウイルス感染症による経済的な影響、現在の経済状況等を応募者本人から確認し、その内容を具体的に記入してください。

Q-44. 「※新型コロナウイルス感染症による経済的な影響、現在の経済状況等を応募者本人から確認し、」と書かれています。どのような方法で応募者本人から確認すべきでしょうか。

A-44. 具体的な確認方法については各学校のご判断にお任せしております。応募者本人に対して面談等（対面・非対面を問いません）を実施して経済状況の聞き取り調査を行い、参考になる資料であればどのようなものを使っても構いませんので、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に困窮していることを説明してください。ただし、文書の作成にあたって参考にした資料を添付していただく必要はありません。

Q-45. 何をもち新型コロナウイルス感染症による影響を受けたと認めればよいか判断がつかないのですが、推薦所見の書き方についてアドバイスをください。

A-45. 新型コロナウイルス感染症との因果関係の有無の判断基準については、各学校にお任せいたし

ます。応募者本人に確認を取り、応募者の経済的困窮との間に因果関係があると認められた場合には、その旨ご記入いただければ結構です。

【推薦順位】

Q-46. 1 人だけ推薦する場合、順位を付ける必要はありますか。

A-46. 推薦する学生が 1 人しかいない場合でも、必ず順位を付けてください（1 位としてください）。

Q-47. 複数の学生を推薦したいのですが、甲乙付け難く、推薦順位を付すことができません。推薦順位欄は空欄のまま提出してもよいですか。

A-47. 推薦順位は必須記入項目です。学内で選考委員会を開催する等して、必ず推薦順位を付けてください。

【本奨学金の募集・推薦に関するお問い合わせ】

本奨学金に関するお問い合わせは、以下のお問い合わせフォームからお願いいたします。

➤ お問い合わせフォームリンク：<https://forms.office.com/r/1BSvkWiuay>

※お問い合わせの前に、同封いたしました「よくある質問」をご確認ください。

※学生からの直接の問い合わせには応じられません。学校ご担当者様からお問い合わせ願います。

※ご回答に 3 営業日程度かかる可能性がありますので余裕をもってお問い合わせください。

※適切なご回答をするため、電話やメールによるお問い合わせはご容赦ください。

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLX ビルディング 12 階

公益財団法人 日本国際教育支援協会

学生支援部 国際教育課